

令和5年度 第4回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和5年8月23日（水）午前10時～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- (3) 栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) その他

3 閉 会

令和5年度 第4回栃木地方最低賃金審議会資料目録

栃木県最低賃金 関係資料

- 1 異議申出書[J M I T U 栃木地方本部] (令和5年8月18日付) . . . 1
- 2 異議申出書[栃木公務公共一般労働組合] (令和5年8月21日付) . . . 3
- 3 異議申出書[全日本建設交運一般労働組合栃木県本部] . . . 5
(令和5年8月21日付)
- 4 異議申出書 [佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン] . . . 7
(令和5年8月21日付)
- 5 異議申出書 [栃木県労働組合総連合] (令和5年8月21日付) . . . 11
- 6 異議申出書 [とちぎコープ労働組合] (令和5年8月21日付) . . . 15
- 7 異議申出書 [栃木県一般労働組合] (令和5年8月22日付) . . . 17

栃木県特定最低賃金 関係資料

- 1 栃木地方最低賃金審議会
栃木県特定最低賃金専門部会運営規程(案) . . . 19

2023年8月18日

栃木労働局長 奥村 英輝 殿

JM 栃木地方本部
執行委員長 阿波長次
住所 宇都宮市兵庫塚 3-10-30

2023年度の栃木県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

労働者の労働条件向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力頂いている委員の皆様にご敬意を表します。

2023年度の栃木地方最低賃金審議会は、8月7日、時間額41円引き上げて954円にすると答申しました。

しかしながら、この最低賃金額は労働者の要求からかけ離れており、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。

さらに、大都市圏と地方の地域間格差は深刻です。東京都と本県の最低賃金の差は時給で159円もあり、それが若年者をはじめとする労働力の県外流出の一因となっています。島根県では47円を引き上げましたが、東京都と比較すると209円の差があります。

これらを放置すれば、地方の過疎化、地域経済のいっそうの疲弊につながります。それらを抑止するには、最低賃金の大幅な底上げが決定的に重要です。よって、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 栃木県最低賃金額を41円引き上げ、954円とするとした答申については不服です。
異議を申し立てる理由
全労連の最低生計費調査では、全国どこでも最低生計費に大きな差はなく、時間額1500円以上が必要であるとの結果から、答申の額が低くすぎます。大幅に引き上げてください。
2. 全国一律最低賃金制度の創設がされなかったことについては不服です。
異議を申し立てる理由
世界の主要国では、全国一律最低賃金制度があたりまえです。
地域間格差を解消する、全国一律最低賃金制度の創設を求めます。

以上



2023年8月21日

栃木労働局長
奥村 英輝 殿

栃木公務公共一般労働組合
執行委員長 團原 敬

令和5年度「栃木県最低賃金の改定について（答申）」に対する異議申出

8月7日に答申された、令和5年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、栃木公務公共一般労働組合は下記の通り異議申出を行います。

記

一、異議申出の内容

- 1、時間額 954円（引き上げ額 41円、引き上げ率 4.3%）では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、時間額1200円以上引き上げること。

二、異議申出の理由

1. 私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最低賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて最賃の大幅引き上げを主張してきました。

（詳細は意見書をご参照ください）

- 1 栃木最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別措置を行なうこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

7月28日、厚生労働省中央最低賃金審議会は、2023年の地域別最低賃金改定の基礎となる引き上げ目安について、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円引き上げる答申を厚生労働大臣に対して行いました。全国加重平均は初めて1,000円の大台に乗り1,002円となります。

引き上げとなったことは、全国一律最低賃金制と時間額1,500円以上を求める運動を社会的な賃金闘争の中心課題と位置づけ、全国の多くのなかまがたたかいを展開した成果です。「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」は、5月25日の署名提出時には昨年同時期を大きく上回る20万筆余が、物価高騰のもと切実な声となって寄せられました。地方議会への意見書提出の運動も広がっています。「最賃Day」のとりくみでは各地の若者との対話も進み、新宿サウンドデモでは沿道からの声援や飛び入り参加など大きな共感を呼び、世論となって広がっています。

しかし、目安の水準については私たちが求めている「時給1,500円」には遠く及ばず、フルタイムで働いても年収200万円に及ばない状態が放置されました。4.3%の引き上げ率は、消費者物価指数が全

国で 3.8～5.1%で推移しているもとでは実質的な賃上げ効果はありません。目安小委員会の公益委員見解で「消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考える」と言いつつ、くらし改善につながる引き上げを見送ったことは許しがたいことです。

また、初めて 3 ランク制となり是正が期待された地域間格差は、目安どおりに改定されると、最も高い東京で 1,113 円、最も低い東北、四国、九州の 9 県で 892 円と、その差は 221 円へと 2 円も拡大させることとなります。公益委員見解で「最高額に対する最低額の比率の面では地域間格差は縮小」としていますが、これではいつまでも格差は解消しません。

最低賃金の低い地域では、高い地域への人材の流出が深刻な問題となり、地域経済の衰退に拍車をかけ、公務においても人材確保の困難さから、住民サービスに支障が生じています。地域経済を支えるためにも、全国どこでも、住民が健康で文化的なくらしができるようにするためにも全国一律 1,500 円以上を求める私たちの意見はますます重要となってきています。

栃木労働局長がこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。



栃木県最低賃金の改定決定に対する意義申立書

栃木労働局長 奥村英輝 様

令和5年8月7日付栃木県最低賃金の改定決定に対し、栃木労働局一般公示第4号「栃木地方最低賃金審議会の意見に関する公示」により、下記のとおり異議を申立てします。

記

1. 異議の内容

- ア：私たちが求めている「せめて時間給1,000円」に程遠い答申であること。
- イ：専門部会の審議が完全公開ではなく、決定に至る経過がブラックボックス化のため議論の透明性が保障されていないこと。

2. 異議の理由

アについて)

今年は審議会開催にあたり多くの県民から全国一律最賃制度の確立や時間額1,500円を求める内容に賛同した署名が審議会宛てに提出されております。また、昨年までとは異なり県内の複数の労働組合からも審議会宛てに意見書が提出されました。個人・団体を問わず、今年の栃木県最低賃金についての関心度が高かまったと言えます。

ところが、労働側委員だけに限らず使用者側委員が提示した改訂額が余りにも低すぎ、且つその隔たりも大きく、結果、労使合意に至らず多数決によって答申が示されました。

現在、栃木県の最低賃金の時間額は「913円」ですが、仮に答申された「41円」を加算した時間額「954円」になったとしても、厚生労働省が発表した2023年6月の働く人1人あたりの現金給与総額は前年同月に比べて2.3%増えましたが物価の変動分を反映した実質賃金は前年同月と比べて1.6%減少、15カ月連続でマイナスとなっていることから完全に不十分な答申であります。だからこそ、私たちが求めている「せめて時間額1,000円」に引き上げる意味があり、それが実現されることで最低賃金法第1条の条文が担保されると考えられます。

答申では「生産性の向上」や「価格転嫁対策の徹底」が協調され、助成金の活用や対象事業場拡大などを貴職に要望しています。このことから、事業主・事業者には最低賃金の大幅な引き上げを阻む要素が存在することを明らかにしています。仮に、時間額1,000円に引き上げて経営悪化あるいは倒産するような事業者は、いずれ早晚廃業に追い込まれる自転車操業状態と言えます。自由経済のもと、淘汰されることも正常な経済活動でもあります。2023年8月19日付け下野新聞の記事にも記載されているように主にC



ランクに属する各県およびBランクの島根県では「国側の目安を度外視」するような上積みした答申がなされました。本県でも中央最低賃金審議会が答申したBランクの金額に左右されず、地方が抱える雇用流出の阻止、労働者確保などの観点からも時間額1,000円を答申することも出来たはずであります。

欧米並みの最低賃金の水準に追い付くには事業者だけの努力だけでは到底無理な環境であるため、答申の第3項にも記載されているように税制の見直しもセットで推し進める必要があります。今日の日本の労働環境は戦後の標準的な家庭を基本にした税制や社会保障制度となっています。働き方改革が叫ばれるなか、適正な労働時間と適正な賃金の支払いを実現することで成長と分配の好循環が生まれ、低成長の日本経済を立て直すことが可能になります。それには、行政が十分な予算を確保し、具体策を講じることが必要不可欠となるため、審議会は貴職から本省へ上申するよう答申すべきであります。

イについて)

今年の専門部会は昨年までとことなり、公労使の3者が揃った場合に限り公開とし、2者だけの協議は非公開としました。このやり方は、国民の知る権利を無視した非民主的な手続きであり、審議の閉鎖性・不透明性を打破することが重要と言えます。

労使それぞれから審議会へ提示する賃金額は、何を根拠にしているのかを傍聴者の前で明らかにして議論することが民主主義のやり方です。傍聴者を排除し、聞かれては困るような議論では県民、ひいては国民の理解や関心は得られません。次年度以降は本異議申立てを真摯に受け止め、全国一律最低賃金を目指す議論や専門部会運営規定の改定も含めた議事とし、速やかな全面公開の審議会、専門部会を確立すべきです。

審議会委員の皆様におかれては鳥取方式から本来の最低賃金制度の本来の目的を学び、県民から支持される審議会および専門部会等に発展されることを期待します。

以上

2023年8月21日

全日本建設交運一般労働組合栃木県本部

執行委員長 山内健人

〒327-0315

栃木県佐野市吉水駅前1-2-1

電話：0283-62-7312

FAX：0283-62-7318



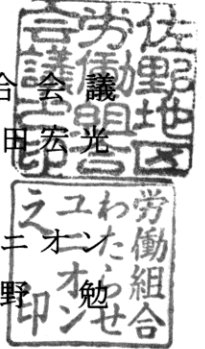
2023年8月20日

栃木労働局長
奥村 英揮 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合
議長 久保田 宏光

労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉



先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を41円引き上げ、954円とするとの答申は、目安を1円上回ったことは評価できますが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果としては極めて不十分です。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円以上に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めべきです。

(2) 理由について

最低賃金について、近年「時々の事情」により引き上げが行われてきたことについて、私たちは「最低賃金のあるべき水準の議論を行ったうえで、引上げについて議論すべきである」と、この間、意見を述べてきました。しかし、昨年からの物価高騰は労働者の生活を直撃し、特に預貯金など資産の無い最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮

し、悲鳴を上げているという状況の中で、物価高騰に対処することを最優先して引上げの議論を行うよう要請してきました。

最低賃金は、生活保護制度と並び、憲法第25条を保障するナショナルミニマムの柱です。それゆえ、最低賃金法第9条2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解は、生計費について以下のように記述しています。

労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

昨年は、物価の上昇を3%程度と想定し、それを上回る最低賃金の引き上げとして3.3%を目安として提示したが、物価は対前年同月比4.3%の上昇となってしまいました。そのことを前提に、今年度、物価上昇率が4%前後であることから、目安として4.3%の引き上げを提示したというものでした。栃木の今年の答申、41円の引き上げは、4.5%の引き上げになります。

公益委員見解は、物価は4%前後と高い水準ではあるものの、これ以上の高騰は想定していないように見えます。しかし、帝国データバンクが国内の食品や飲料メーカー、195社を対象にまとめた調査によると、今年は、値上げラッシュとなった去年1年間の2万5千品目あまりを大きく上回る水準で、ことし1年間で3万5千前後の品目が値上げされると想定しています。さらに、エネルギー価格の負担軽減策が9月末までとされている中で、ここにきてガソリン価格の高騰が続いています。栃木など地方では、自動車は生活必需品であり、ガソリン代の高騰は、本当に頭の痛い問題です。

栃木の最低賃金4.5%の引き上げは、物価動向を踏まえた引き上げとは思えません。昨年同様、10月以降、最低賃金の引き上げ率を上回る物価高騰が起きる可能性があり、それを踏まえた引き上げとして41円では極めて不十分です。

今年度1000円以上の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会是一部公開されたものの、労使の主張する金額が公表されることにとどまり、例えば物価の動向についてどのような議論がされたのか、全く明らかになっていません。また、他県の状況について気にかけている様子はわかりましたが、それがどのように議論されたのかについても明らかではありません。一部公開ではなく、全面的な公開とするべきです。

もし、このまま41円の引き上げが決定し、10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、物価上昇が最低賃金の引き上げ率を上回るような事態になった場合、最低賃金法第12条に基づき、栃木労働局長は、再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問するべきです。

以上

2023年8月21日

栃木労働局長
奥村 英輝 殿

宇都宮市兵庫塚3丁目10-30
栃木県労働組合総連合
議長 阿波 長次



令和5年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

8月7日に答申された、令和5年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、栃木県労働組合総連合は下記の通り異議申し出を行います。

記



一、異議申出の内容

1. 時間額954円(引き上げ額41円、引き上げ率4.3%)では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、時間額1,000円以上に引き上げること。

二、異議申出の理由

1. 私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最賃賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて最賃の大幅引き上げを主張してきました。
(詳細は意見書をご参照ください)

1. 2022年度の最賃引き上げ額では生活改善できず、実質的な賃下げ状態
2. 低水準で格差のある日本の最低賃金は大幅な引き上げと格差是正が急務
3. 全国一律の最低賃金制度の確立を

そして、全国一律最低賃金の実現と日本国民が安心してくらせる社会の実現のために、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただき、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が反映されるよう、できうる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請いたしました。

2. これまで3回の審議会と専門部会を経て行われた審議の結果、41円引き上げて954円との答申が出されました。しかし、全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額1,500円以上が必要であることが明らかになりました。今回の答申は過去最高の引き上げ額となっていますが、それでも生活に必要な額には程遠く、地域間格差も縮小されて

いません。物価高騰の影響により、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなる一方です。

中央最低賃金審議会では引き上げ額の目安が示され、Aランクは41円、Bランクが40円、Cランクは39円と地域間格差をさらに広げるものとなりました。全国各地の地方最低賃金審議会でも答申が出されており、Cランクの鳥取、島根では目安に対し+7円の46円という答申が出されました。隣の茨城県でも42円の引き上げの答申が出されています。急激な物価高騰を考慮したことと地域間格差の是正の必要性などが理由とされています。その他にも、青森・大分+6円、秋田・宮崎・鹿児島+5円、と目安を上回った答申が出されています。

3. 中央最低賃金審議会の目安通りの引き上げが行われれば、全国加重平均は初めて1,000円の台に乗って1,002円となります。今年度の答申954円では、栃木県内の経済の活性化と私たち労働者の生活改善にはつながりません。時給1,000円で一日8時間働いても8,000円、一ヶ月20日働いて160,000円にしかなりません。ここから税金や社会保険料を支払えば生活保護程度の金額にしかならず、とても普通の生活ができる水準にはなりません。地域間格差を無くして全国どこで働いても最低1,500円以上の時間給が必要です。ですから栃木県労働組合総連合は、どこでも誰でもいますぐ時給1,000円以上の実現と1,500円を目指すことを求めているのです。

4. 令和5年8月7日の答申では、中小企業、小規模事業者の賃上げに対する原資確保につながる取組の継続的な実施や生産性向上の支援、価格転嫁対策等が盛り込まれています。当然ながら人件費が上がることによる経営に対する負担は増えることとなりますから中小企業、小規模事業者に対する支援をしていくことは必要なものです。そのことに対する異論はありません。残念に思うのは物価高騰の中における労働者側の記述が無いことです。ウクライナ危機や円安による原材料費の高騰により物価は高騰しています。労働者の賃金が上がらなければ購買力は上がりず経済の停滞を招きます。地域の経済活性化のためには最低賃金の大幅な引き上げが必要なことを答申にも反映させるべきです。

5. 審議会は労働者側、公益、使用者側の三者が揃っている場合の論議は公開されています。今年から専門部会も三者が揃っている場合は採決を除き公開されるようになりました。このことは前進と評価できます。しかしながら、

採決や二者での論議については非公開となっていて、どのような論議が行われているのか知ることができません。第2回の審議会において意見陳述が行われましたが、意見陳述を基にどのような意見が出され、どのような論議をされたのか知ることができません。傍聴者が知りたいのは審議会や専門部会で交わされる論議の内容です。審議会、専門部会の全てを公開し、もっと多くの人が傍聴できる、開かれた審議会が行われるよう要請いたします。

6. 厚生労働省は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置することにしてあります。それだけ今の物価高騰は消費者の生活を圧迫しているのです。特に最低賃金水準で働いている労働者にとっては死活問題となっています。

物価高騰の今だからこそ、景気や消費改善を図り地域経済の活性化のためにも、さらなる最賃の引き上げの改定審議がなされるべきです。同時にそのための中小零細企業へのさらなる支援策について論議するべきです。栃木労働局長がこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

2023年8月21日

栃木労働局長
奥村 英輝 様

宇都宮市川田町858
とちぎコープ労働組合
中央執行委員長 鈴木 亨



令和5年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

8月7日に答申された、令和5年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申出の内容

1. 時間額954円（引き上げ額41円）では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、時間額1,000円以上に引き上げること。



二、異議申出の理由

私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最賃賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて主張してきました。

1. 景気回復と働けば人間らしく暮らせる最低賃金へ
2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を
3. 最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

意見聴取の場として行なわれた意見陳述では、提出した意見書を補足する立場で、以下について意見を述べました。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況
私たちの生活は、物価高騰で値上げが続き、生活費（主に食費）を切り詰めるにも限界が来ており、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなっていること。
2. 「パート労働黒書No.10」から見えてきたもの
生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さだけでなく、物価高騰の影響を受けてこれまで以上に過酷な状況になっていること。
3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を
最低賃金は時間給労働者だけの問題ではなく、全労連が実施している最低生計費試算調査では、大都市と地方では生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金は全国一律で時給1,500円にする必要性を示したこと。

そして、本審議会においては、各団体から出された意見書の意見を含め、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを強く求めました。

今年度から、栃木県最低賃金専門部会が一部公開となりましたが、議論の場面については非公開でした。各団体から出された意見書や意見陳述による意見聴取が行われましたが、そこに込められた思いや願いがどう受け止められたのか、どのような議論が行われたのかは不透明です。3回の専門部会を経た審議の結果、41円引き上げて954円との答申が出されましたが、議論の中身が明らかにされていないため、金額のすり合わせのみが行われたのではないかと懸念しかありません。

中央最低賃金審議会から出された目安額は、都道府県ごとに39円から41円増額と出され、半数近くの21県が目安を上回り、うち2県は7円上乗せの答申が出されました。1,000円超えは8都府県となり、ますます地域間格差が広がりそうです。

繰り返しになりますが、答申された時間額954円では、栃木県内の経済の活性化と私たち労働者の生活改善にはつながりません。コロナ禍と物価高騰の影響、ガソリン代まで値上げとなり、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなる一方です。地方の最賃が低いままでは、労働者が離れ、地方の経済は力を失い過疎化がますます進行してしまいます。地方の復興のためにも、地域間格差を無くすためにも、最低賃金は全国一律で時給1,500円に引き上げるべきです。

最低賃金審議会の民主化、透明性の確保という点では全く不十分と言わざるを得ません。最低賃金審議会の運営に関する要望として、昨年引き続き意見陳述の機会が設けられましたが、トータルの時間が10分と制約され、2団体のみ5分厳守では十分な主張ができたとは言えません。審議会の傍聴希望者についても8名以内と制限されています。意見陳述も傍聴も、できうる限り希望する者に保障していただくことを改めて要望いたします。

物価高騰の歯止めがかからない今だからこそ、景気や消費改善を図り地域経済の活性化のためにも、最低賃金引き上げの改定審議をされるべきです。栃木労働局長はこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

2023年8月18日

栃木労働局長 奥村 英輝 様

栃木県一般労働組合

委員長 佃 徹

住所 宇都宮市兵庫塚 3-10-30

2023年度の栃木県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

労働者の労働条件向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力頂いている委員の皆様には敬意を表します。

2023年度の栃木地方最低賃金審議会において、8月7日、時間額41円引き上げて954円にするとの答申がありました。

しかしながら、この最低賃金額は労働者の要求には届いておらず、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できるとは考えられません。

さらに、大都市圏と地方の地域間格差は縮小されておりません。東京都と本県の最低賃金の差は時給で159円もあり、それが若年者をはじめとする労働力の県外流出の一因となっています。

これらを放置すれば、地方の過疎化、地域経済の衰退につながります。

それらを防ぐためには、最低賃金の大幅な底上げが決定的に重要です。

よって、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 栃木県最低賃金額を41円引き上げ、954円とするとした答申については不服です。

異議を申し立てる理由

全労連の最低生計費調査では、全国どこでも最低生計費に大きな差はなく、時間額1500円以上が必要であるとの結果から、答申の額あまりにも低いと考えます。

大幅な引き上げを求めます。

2. 全国一律最低賃金制度の創設がされなかったことについては不服です。

異議を申し立てる理由

世界の主要国では、全国一律最低賃金制度が圧倒的多数です。

地域間格差を解消するため、全国一律最低賃金制度の創設を求めます。

以上



栃木地方最低賃金審議会
栃木県特定最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 栃木地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する栃木県特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、栃木労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の出欠席）

第5条 委員は、部会長が必要であると認めるときには、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決事項を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。